

## 佐世保市ふるさと納税「返礼品」募集要領

### (目的)

第1条 この要領は、佐世保市ふるさと納税制度推進事業における「カタログ」及び「ポータルサイト「さとふる」を除くポータルサイト」(以後「ポータルサイト」という。)に掲載する返礼品の募集に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 返礼品

ふるさと納税した寄附者に対して贈呈する佐世保市の特産品を含む地場産品及び役務の提供又は観光商品

(2) WEB サイト

ふるさと納税に係る集客及び寄附受付の目的で制作されたインターネット上のサイトのことをいう。(佐世保市ふるさと納税特設サイトを含む)

(3) カタログ

佐世保市ふるさと納税返礼品及び佐世保市ふるさと納税についての情報等を掲載した、冊子のことをいう。

### (事業者の基準)

第3条 返礼品提案事業者は、次の要件を全て満たさなければならない。ただし、要件を満たしていても、本市が返礼品提案事業者として適当でないと判断した場合はこの限りではない。

(1) 市内に事業所を有すること。または、市外事業者が返礼品提案事業者となる場合は次の条件に該当すること

①地場産品基準3号(市内が製造加工地)の返礼品を提供する場合は、その返礼品の製造加工地が佐世保市内であることを証明できること

②地場産品基準5号(自治体のPRに資する返礼品)、7号(役務の提供)、9号(災害等による代替品の発送)のいずれかに該当する返礼品を提供する場合

③地場産品基準8号(共通返礼品)に該当する返礼品を提供する場合は、返礼品の内容並びに返礼品提供事業者の所在地についてふるさと物産振興課長が認めること

(2) 市税の滞納がないこと(市外の返礼品提案事業者の場合は法人税(個人事業者の場合は申告所得税)並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと)

(3) 返礼品を提供や製造するために必要な各営業許可書又は営業届済の証の写し(法令等で定められたもの)等を取得していること

(4) 返礼品にかかる受注環境が整っていること

(5) 市が定める規定を遵守できること

2 前項1号から3号において、必要な書類を年度毎に提出すること。なお、市税の滞納のない証明書は提出日の属する年または年度に取得したものを有効とし、各営業許可書等は提出日が書面の許可期間内であるものを有効とする。

### (返礼品の基準)

第4条 事業者が提案する返礼品は次の要件を全て満たさなければならない。

(1) 地方税法で定める、ふるさと納税の適正な実施に係る基準を遵守したものであること。また、地方税法で定める必要書類を提出すること。

- (2) 食品においては、食品衛生法、J A S法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、健康増進法を工業製品においては、原則としてJ I S法を遵守したものであること。
- (3) 返礼品の調達価格については、市が別に定める「返礼品の調達額及び寄附額の設定に関する基準表」に適合することを原則とするが、本市が認める場合は必ずしもその限りではないものとする。
- (4) 受注商品を除き、一定の受注数量に対応できるものであること。

（提案方法）

第5条 返礼品を提案する事業者は、次の書類を佐世保市へ提出しなければならない。

- (1) 新規で返礼品を提案する場合
  - ①市が別に定めるふるさと納税返礼品登録申請書
  - ②食品表示ラベル等商品の仕様がわかる書類
  - ③その他市が必要と認める書類
- (2) 返礼品の調達価格や商品内容を一部変更する場合
  - ①市が別に定めるふるさと納税返礼品登録申請書
  - ②商品内容が一部変更となる場合は食品表示ラベル等商品の仕様がわかる書類
  - ③その他市が必要と認める書類

（返礼品選定）

第6条 提案を受けた返礼品は、佐世保市において第3条及び第4条に規定する条件を充たしているかを判断し、選定する。

2 カタログ掲載に係る返礼品選定は年間1回行うこととする。

（カタログ及びWEBサイトへの掲載）

第7条 選定された返礼品は、カタログ及びWEBサイトまたはWEBサイトのみへ掲載する。

（申込期間）

第8条 返礼品提案申込の受付は随時行うものとする。

（返礼品の採択取下げ）

第9条 返礼品の採択取下げを希望する場合は、連絡または書類を提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年9月30日までカタログ等に掲載する返礼品については、なお従前の例により取り扱うものとする

附 則

この要領は、平成28年10月5日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 平成29年9月30日までカタログ等に掲載する返礼品については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。
- 2 令和元年10月31日までカタログ等に掲載する返礼品については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月7日から施行する。